キケン進入禁止

工事区域は航泊禁止区域です！

平成30年12月12日～平成31年12月下旬まで

沈埋函工事施工中のため、
投錨などはアンカーが沈埋函に引っ掛かり大変キケンです。

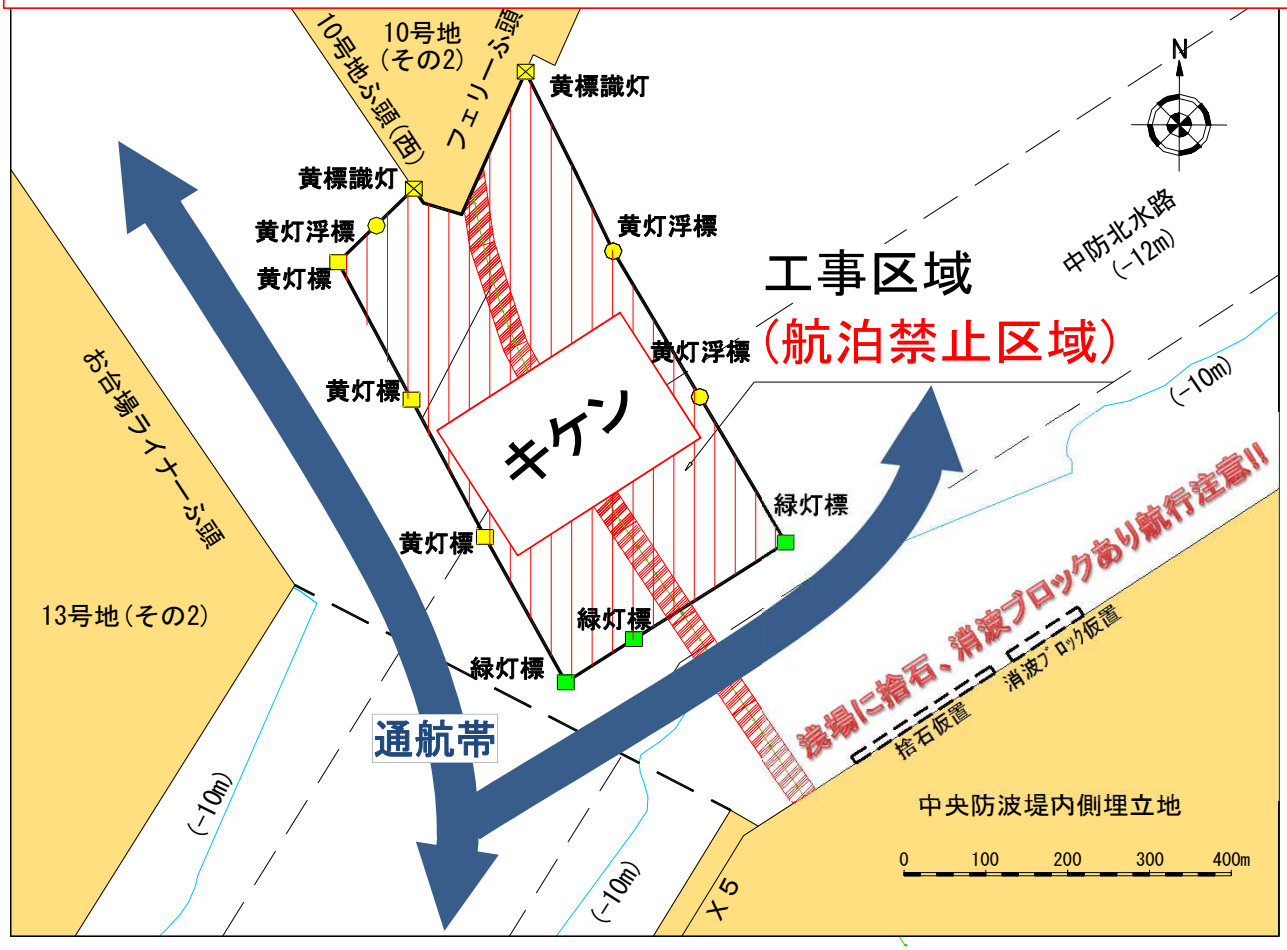

- 航泊禁止区域内は工事用船舶のアンカーワイヤー等があり大変キケンです。
- 工事区域（航泊禁止区域）内は、一般船舶の通航・停泊はできません。
- 一般船舶が工事区域（航泊禁止区域）に進入した場合、海上保安部へ通報します。
- 進入した一般船舶は、港則法第39条第一項の規定違反により罰せられることがあります。港則法第50条（**罰則：三月以下の懲役又は三十万円以下の罰金**）
- 警戒船へは国際VHF無線（16ch）による連絡が可能です。呼称:南北線警戒船
- 本紙は東京港湾事務所ホームページ”お知らせ”から印刷可能です。合わせてご確認ください。
  http://www.pa.ktr.mlit.go.jp/tokyo/index.htm